

地区計画の変更届出について（案内）

地区整備計画の定められている区域内において、一定の行為を行う場合に、「届出」をしていただき、地区計画の内容に適合しているものかどうかを判断します。

届出の行為が地区計画に適合しない場合は、設計変更等の勧告を市長が行います。

■ 変更届出が必要となる場合

地区計画の区域内における行為の届出書において、設計又は施行方法に変更が生じた際、変更届出をしていただきます。

■ 変更届出の方法

①変更届出書類 ※消える筆記具（摩擦で消えるボールペン、鉛筆等）で記入しないでください

●地区計画の区域内における行為の届出書 2部

（1部は受理通知書と共に届出者へ郵送します。）

令和3年1月1日より届出者氏名欄の押印は不要となりました。

副本及び受理通知書の受取りの権限について届出者から委任を受ける場合は、別途委任状の添付（様式は任意、正本・副本ともに）が必要です。

委任状の押印は不要となりました。

●添付図面 各2部

- (a) 位置図（S=1/2, 500）又はブロック図（土地区画整理事業施行中の地区【岡崎駅南】）
行為の場所（申請地）がわかるよう表示してください
- (b) 変更前の図面
- (c) 変更後の図面
- (d) その他
地区計画の内容の判断できる図面（敷地断面図等）

②変更届出窓口 岡崎市都市政策部都市計画課 企画調査2係（TEL0564-23-6258）

③変更届出時期 届出の行為（設計又は施工）を変更する場合は、 変更に係る行為の着手30日前までに変更届出書を提出してください。